

随意契約理由書

神戸市

| | |
|---------|-----------------------------|
| 件 名 | 令和4年度 海岸線電車全般検査 空制装置等 |
| 契約の相手方 | ナブテスコ株式会社 |
| 根 拠 法 令 | 地方公営企業法 施行令 第21条の14第1項2号に該当 |

随意契約の理由

電車は省令により定期検査を行う必要がある。その期間は、重要部検査は5年または走行距離が60万kmのいずれか短い期間毎、全般検査は8年毎となっている。検査は神戸市高速鉄道実施基準に基づき、電車の主要な部分を取り外し、点検・測定・部品の取替等を行う。

本作業を担当するものは、当局電車の機能・構造等を熟知し、設計図書等に基づく作業・検査の施工及び特殊な電車部品の製作・手配が必要不可欠である。

これらの諸条件を満たす業者は、車両新製時に空気制動装置・戸閉装置等の製作を担当した、上記業者だけである。

| | |
|------|--|
| 担当部署 | 交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係 (電話番号 078-652-7340) |
|------|--|